

平成 30 年 9 月 12 日
北陸地方整備局

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第 10 条の規定により、戒告処分(平成 30 年 9 月 10 日付け)を行いましたので公表します。

しもだ さとし
下田 巧 (登録番号第 151435 号)

富山県内の建築物(1 物件(建築確認:平成 27 年 4 月))について、株式会社精田建鉄(富山県知事登録第(4)1538 号、平成 30 年 5 月 14 日付け抹消)の業務に関し、工事監理者として、本件建築物の工事監理を十分に行わず、その結果、工事が設計図書のとおりに行われなかった事態(本件建築物の地中梁の一部の上端筋の本数が不足した。)を生じさせた。

取扱い: 配付をもって解禁

発表先: 新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ

【問合せ先】

国土交通省 北陸地方整備局

建政部都市・住宅整備課 課長 窪田 悦郎

くぼた えつろう
025-280-8755